

知的財産の手続を忘れない

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

特許や意匠が登録になったら20年間又は25年間無条件に権利が存続すると思っ込んでいる場合が見られます。

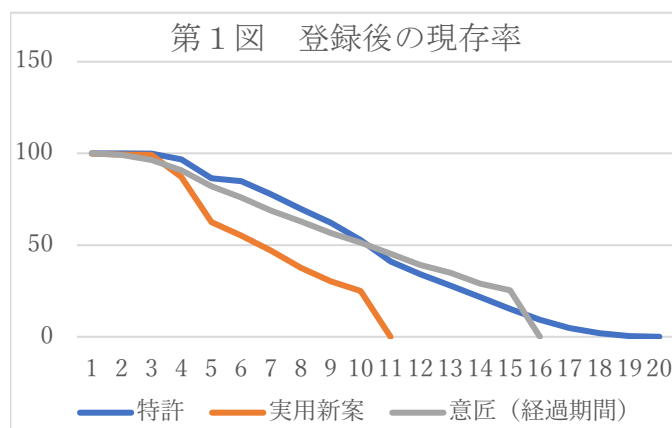
多くの知的財産権は、権利になる前後において所定期間内の手続が求められており、手続を行わないで期間が経過すると出願又は登録が消滅してしまいます。逆に第三者から見ると、いままで実施できなかつた技術等を、権利の消滅により自由に実施できることとなります。

そこで本稿では、出願人（権利者）の意思を反映して正しく手続ができ、更には知財の消滅の有無を適時に確認できるように、手続の種類並びにその状態の調査方法を確認します。



2. 知的財産権の維持状況

現状の権利維持状況を第1図に示します。権利の残存率は、登録時（特許・実用新案は3年間）には当然に100%であり、法定の権利期間満了時には0%になります。前記データによるとその間はほぼ直線的に減少し、特許は10年、実用新案登録は6年、意匠登録は10年で各々半減しています。（なお、商標登録は10年単位（分割納付では5年毎）の手続ですので、本図には記載してありません）。



権利の消滅は、登録料を納付しなかつたことを意味しています。意識的に放棄しているなら良いのですが、意識せずに納付をしないで権利を失なわないようにすることが本稿の目的です。

3. 各知的財産権の手続と期間

特許、商標登録、意匠登録、実用新案登録、著作権、品種登録のそれぞれについて、主な手続と対応する期間を以下にまとめます。

(1) 特許

手続	期間 (条件)	例外 (補足)
出願	国内外で公開していないこと (新規性、進歩性)	自ら公表後1年以内 (新規性喪失の例外)

審査請求	出願後3年以内（出願時から可能）、未請求は「みなし取下げ」	・審査請求料 中小企業2分の1、小規模企業3分の1 ・早期審査請求可能（「早期審査に関する事情説明書」を提出）
拒絶理由	特許庁発送日から60日以内に対応	
登録	設定登録料：登録査定書発送日から30日以内に少なくとも3年間分納付	登録料 中小企業2分の1、小規模企業3分の1
登録料（年金）	4年分以降は、登録日に対応する日以前に毎年又は一括納付。未納付の場合は、登録日相当日で終了	10年目まで中小企業2分の1、小規模企業3分の1。11年目以降は減免なし。
権利期間	出願日から20年間（最長）	登録料未納時点で終了。但し納付期限から6ヶ月以内は倍払いで復活可

（2）商標登録

手続	期間（条件）	例外（補足）
出願	出願以前から使用可能	
審査請求	不要	早期審査請求可能（「早期審査に関する事情説明書」を提出）
拒絶理由	特許庁発送日から40日以内に対応	
登録	設定登録料：登録査定書発送日から30日以内に10年分一括、又は5年分毎の分割納付	分割納付後期分は、5年経過前に納付（6か月前より可能）。金額は前期分と同額（規定金額変更後も、金額変更なし）
登録料（年金）	不要	
権利期間	・登録日から10年間。 ・更新登録可能（期限日前6か月以内に申請）。	登録料未納時点で終了。但し納付期限から6ヶ月以内は倍払いで復活可

（3）意匠登録

手続	期間（条件）	例外（補足）
出願	国内外で公開されていないこと（新規性、進歩性）	自ら公表後1年以内（新規性喪失の例外）
審査請求	不要	早期審査請求可能（「早期審査に関する事情説明書」を提出）
拒絶理由	特許庁発送日から40日以内に対応	
登録	設定登録料：登録査定書発送日から30日以内に少なくとも1年間分納付	
登録料（年金）	登録日に対応する日以前に毎年又は一括納付。未納付の場合は、登録日相当日で終了	

権利期間	出願日から25年間（最長）	登録料未納時点で終了。但し納付期限から6ヶ月以内は倍払いで復活可
------	---------------	----------------------------------

（４） 実用新案登録

手続	期間（条件）	例外（補足）
出願	国内外で公開されていないこと（新規性、進歩性）	自ら公表後1年以内（新規性喪失の例外）
審査請求	不要	
登録	設定登録料：出願と同時に少なくとも3年間分納付	
登録料（年金）	登録日に対応する日以前に毎年又は一括納付（4年分以降）。未納付の場合は、登録日相当日で終了	
権利期間	出願日から10年間（最長）	登録料未納時点で終了。但し納付期限から6ヶ月以内は倍払いで復活可
出願変更	出願から3年以内に特許出願への変更可能	
技術評価書	存続中、消滅後も作成請求可能	権利行使には技術評価書が必要

（５） 著作権（文化庁）

手続	期間（条件）	例外（補足）
出願	不要	
審査請求	不要（審査なし）	
登録	なし	文化庁登録制度あり（任意、内容の審査なし）
権利期間	企業や創作者不明の場合は公表後70年、個人の場合は死後70年	海外でも有効（条約締結国）

（６） 品種登録（農水省）

手続	期間（条件）	例外（補足）
出願	1年以上前に業として譲っていないこと	他に、出願品種の区別性、均一性、安定性、名称の適切性
審査請求	不要。但し、出願後に、通知から30日以内に審査手数料納付	他に栽培試験手数料を、1年分又は一括納付（期間は対象物による）
拒絶理由	特許庁発送日から60日以内 名称変更は30日以内	
登録	設定登録料：登録査定書発送日から30日以内に少なくとも1年間分	
登録料（年金）	登録日に対応する日以前に毎年又は一括納付。未納付の場合は、登録日相当日で終了	

権利期間	登録からから25年間（一般的な植物）又は30年間（果樹類）	登録料未納時点で終了。但し納付期限から6ヶ月以内は倍払いで復活可
------	-------------------------------	----------------------------------

4. 権利状況の確認方法

(1) 特許・実用新案・意匠・商標

I N P I Tが運営する産業財産権情報検索システム「特許情報プラットフォーム」（略称：J-P l a t P a t）に自動的に掲載され、誰でも無料で自由に検索して内容を確認することができます。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

検索において、それぞれの対象出願・権利を抽出した後に「経過情報」をクリックすると審査経過や現状を確認できます。

(2) 著作権

文化庁の「著作権等登録状況検索システム」（以下）に手数料を支払って掲載することが可能です（任意）。内容の確認は、登録原簿等登録事項記載書類の交付を請求（有償）することによって可能です。

<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/eGenbo4/>

本登録により、届け出された著作者や発行年月日・創作年月日を確認することができ、反証が無い限り、その記載が正しいと推定されます。年数百件程が新規に登録されています。

(3) 品種登録

農林水産省品種登録ホームページから出願有無や権利存続状態の確認が可能です。

<http://www.hinshu2.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1>

ちなみに長野県内の出願人による登録状況を確認すると、リンゴ属は過去82件登録（11件存続中）、ブドウ属は20件登録（11件存続中）、稲種は22件登録（3件存続中）、ソバ種は18件登録（7件存続中）であります。稲種の風さやか・山恵錦、ソバ種のタチアカネ等は良く耳にする品種名称です。

5. まとめ

知的財産権の登録及びその後の維持には多くの手続が必要であり、それぞれに期限が設けられています。期限を途過すると権利放棄とみなされ、不本意な結果になることがあります。

I N P I T知財総合支援窓口は、このような知的財産の権利を守ると共に、調査方法の支援やアドバイスによって権利に対する意向の実現と、トラブルの事前防止に努めています。そして、地域経済と産業の発展に寄与することを目的として活動を行っていますので、皆様のご活用をお願い致します。

（原稿作成2023年7月）